山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条に規定により市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付し、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第３条　この補助金の交付の対象は、市町村が行う次の事業とする。

（１）利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（令和６年３月３０日こ成環第１３１号、こ支虐第１２２号、５文科初第２５９４号）の別紙に定める利用者支援事業

（２）延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（令和６年４月１日こ成保第２２５号）の別紙に定める延長保育事業

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和６年４月２３日こ成保第２５６号、６文科初第２７７号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和６年４月２５日こ成保第２６１号、６文科初第２９８号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（５）子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」（令和６年３月３０日こ成環第１０３号）の別紙に定める子育て短期支援事業

（６）乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成２６年５月２９日付け雇児発０５２９第３２号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

（７）養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」（令和６年３月２８日こ支虐第８８号）の別紙に定める養育支援訪問事業

（８）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成２６年５月２９日付け雇児発０５２９第３４号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

（９）子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業の実施について」（令和６年３月３０日こ成環第１０４号）の別紙に定める子育て世帯訪問支援事業

(10) 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業の実施について」（令和６年３月３０日こ成環第１０５号）の別紙に定める児童育成支援拠点事業

(11) 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業の実施について」（令和６年３月３０日こ成環第１０６号）の別紙に定める親子関係形成支援事業

(12) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和６年３月３０日こ成環第１１３号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(13) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」（令和６年３月３０日５文科初第２５９２号、こ成保第１９１号）の別紙に定める一時預かり事業

(14) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」（令和６年３月３０日こ成保第１８０号）の別紙に定める病児保育事業

(15) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和６年３月３０日こ成環第１２０号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(16) 産後ケア事業

「産後ケア事業の実施について」（令和７年３月２６日こ成母第２２８号）の別紙に定める産後ケア事業

（交付額の算定方法）

第４条　この補助金の交付額は、別表の第２欄に定める区分ごとに、次により算出された

額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）第２欄の各区分ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）第２欄の各区分ごとに、（１）により選定された額に第５欄に定める県の補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第２号）による交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　規則第６条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の２０％以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を提出し、知事の承認を受けること。

（３）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（補助金の概算払）

第８条　知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で、市町村に対し、概算払をすることができる。

２　市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　市町村長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して１箇月を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第５号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 10 条　知事は、第９条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知（様式第６号）により通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第 11 条　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令２５５号）第１４条第１項第２号の規定により、内閣総理大臣が定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

２　市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第７号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

３　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

４　承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

（書類の保管）

第 12 条　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。

　ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令２５５号）第１４条第１項第２号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかなければならない。

附　則

１　この要綱は、平成２７年１１月２７日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。
２　山梨県保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成２６年７月４日付け子第９３６号山梨県福祉保健部長通知）は廃止する。ただし、山梨県保育対策等促進事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なお、その効力を有する。

附　則

この要綱は、平成２８年１１月２４日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年１２月２６日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月２９日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年７月１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。ただし、改正後の様式第１号から様式第７号までの様式（「平成」を「令和」に改める部分に限る。）については、令和元年５月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１２月１０日から施行し、令和元年１０月１２日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年９月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年３月４日から施行し、令和３年１月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年７月８日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年３月７日から施行し、令和４年２月８日から適用する。ただし、別表のうち特例措置分にかかる事業（４（２）感染症対策のための改修を除く。）については、令和３年１２月１日から適用し、別表のうち特例措置分にかかる事業（４（２）感染症対策のための改修に限る。）については、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年６月３０日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年７月１２日から施行し、令和４年６月２４日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年１１月１１日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年１月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年２月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１０月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年９月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年７月１４日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
利用者支援事業	利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）	１　運営費 （１）　基本型 ア　基本分 ①　基本Ⅰ型（開所日数が週５日以上の場合） １か所当たり年額　7,991,000円 ②　基本Ⅱ型（開所日数が週５に満たない場合） １か所当たり年額　2,510,000円 ③　基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合） １か所当たり年額　315,000円 イ　加算分 ①　夜間加算　１か所当たり年額　1,568,000円 ②　休日加算　１か所当たり年額　844,000円 ③　出張相談支援加算　１か所当たり年額　1,121,000円 ④　機能強化のための取組加算　１か所当たり年額　2,090,000円 ⑤　多言語対応加算　１か所当たり年額　805,000円 ⑥　特別支援対応加算　１か所当たり年額　836,000円 ⑦　多機能型加算　１か所当たり年額　3,377,000円 ⑧　こども家庭センター連携等加算　１か所当たり年額　315,000円 ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 （２）　特定型 ア　基本分　１か所当たり年額　3,346,000円 イ　加算分 ①　夜間加算　１か所当たり年額　1,568,000円 ②　休日加算　１か所当たり年額　844,000円 ③　出張相談支援加算　１か所当たり年額　1,121,000円 ④　機能強化のための取組加算　１か所当たり年額　2,090,000円 ⑤　多言語対応加算　１か所当たり年額　805,000円 ⑥　特別支援対応加算　１か所当たり年額　836,000円 （３）こども家庭センター型 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額 ア　統括支援員の配置　１か所当たり　6,941,000円 ※「１か所当たり」とは、こども家庭センター1か所あたりとする。 ※　人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。 イ　母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター） ①基本分 （ⅰ）保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 １か所当たり　15,628,000円 （ⅱ）保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 １か所当たり　7,295,000円 （ⅲ）保健師等専門職員を専任、困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 １か所当たり　12,830,000円 （ⅳ）保健師等専門職員を兼任、困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 １か所当たり　10,093,000円 （ⅴ）保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 １か所当たり　10,032,000円 （ⅵ）保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 １か所当たり　4,497,000円	利用者支援事業の実施に必要な経費	１／６

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
		※　平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施、かつ引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、(i)から(vi)の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。 ・保健師など専門職員を2名配置する場合 １市町村当たり　14,988,000円 ・保健師など専門職員を3名以上配置する場合 １市町村当たり　21,382,000円 ②加算分 （ｉ）多言語対応加算　１か所当たり年額　805,000円 （ii）特別支援対応加算　１か所当たり年額　836,000円 ※　イの「１か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健金匾」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所１か所当たりとする。 ウ　児童福祉機能（従来の市町村子ども家庭総合支援拠点） ①基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。 （ｉ）基礎単価 小規模A型　4,152,000円 小規模B型　10,719,000円 小規模C型　17,790,000円 中規模型　24,050,000円 大規模型　44,636,000円 （ii）最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,718,000円×配置人数 （iii）最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価（上限５人） 2,718,000円×配置人数 ②基本分（委託して行う場合） （ｉ）基礎単価 小規模A型　10,347,000円 小規模B型　16,914,000円 小規模C型　23,985,000円 中規模型　36,441,000円 大規模型　69,418,000円 （ii）最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 常勤職員を配置した場合　6,426,000円×配置人数 非常勤職員を配置した場合　2,718,000円×配置人数 （iii）最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価（上限５人） 常勤職員を配置した場合　6,426,000円×配置人数 非常勤職員を配置した場合　2,718,000円×配置人数 ③夜間・土日開所加算（人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） ①又は②による基準額×（（１週間当たりの開所時間数－40）÷40） ④開設準備経費（児童福祉機能のみを開設する場合に限る。２開設準備費とは併用不可） １か所当たり　7,678,000円 ⑤弁護士・医師等配置加算　１か所当たり　360,000円 ⑥地域活動等推進加算 （ｉ）研修・広報啓発費用　１か所当たり　872,000円 （ii）見守り活動等推進費用　１か所当たり　13,000,000円 （iii）通訳業務費用　１か所当たり　1,560,000円 ※　ウの「１か所当たり」とは、こども家庭センターのうち、「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所１か所当たりとする。 エ　サポートプラン作成にかかる支援員の追加加算 ①直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） １人当たり　2,718,000円 ②委託の場合 １人当たり　6,426,000円		

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
		※　配置人数については、サポートプラン40件作成につき１人とする。 なお、作成件数には、サポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。 ※　１か所当たりの支援員の配置人数の上限は、人口規模に応じ以下のとおりとする。 なお、人口については直近の人口を用いるものとする。 人口10万人未満　１人 人口10万人以上かつ30万人未満　２人 人口30万人以上　３人 ※　エの「１か所当たり」とは、こども家庭センター１か所当たりとする。 オ　地域資源開拓コーディネーターの配置 ①直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） １人当たり　2,718,000円 ②委託の場合 １人当たり　6,426,000円 ※　１か所当たり１人を上限とする。 ※　オの「１か所当たり」とは、こども家庭センター１か所当たりとする。 カ　制度施行円滑導入経費　１市町村当たり　3,543,000円 （経過措置） 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしていない施設であって、こども家庭センターの「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合には「山梨県妊娠出産育児包括支援事業費補助金交付要綱」を適用する。 こども家庭センターの「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはウに掲げる基準額を適用する。 ２　開設準備経費（改修費等） （１）　基本型及び特定型（基本Ⅲ型を除く）　１か所当たり　4,000,000円 （２）　こども家庭センター型　１か所当たり　7,678,000円 ※交付決定した年度中に支払われたものに限る。 ※（２）において、「１か所当たり」とは、こども家庭センター１か所当たりとする。		
	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	１　運営費 次の（１）から（３）により算出された額の合計額 （１）１か所当たりの妊娠届出受理数700件以上　15,584,000円 （２）１か所当たりの妊娠届出受理数200件以上700件未満　9,911,000円 （３）１か所当たりの妊娠届出受理数200件未満　8,239,000円 ※「１か所当たり」とは、こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口（従前の子育て世代包括支援センター）１か所当たりとする。 ※こども家庭センターを設置していない市町村は、従前の子育て世代包括支援セター１か所当たりとする。 ※こども家庭センターを設置していない、かつ、従前の子育て世代包括支援センターを設置していない市町村は、１か所とする。 ※人件費が地方財政措置や補助金など別に交付されている場合については対象としない。 ※妊娠届出とは、母子保健法第15条に定める妊娠の届出の他、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものとする。		１／４

別表

<table>
<tr><th>１事業</th><th>２区分</th><th>３基準額</th><th>４対象経費</th><th>５補助率</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>延長保育事業</td><td>延長保育事業</td><td>
１　一般型
（１）　保育短時間認定（在籍児童１人当たり年額）
ア　保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr>
<tr><td>１時間</td><td>21,200円</td></tr>
<tr><td>２時間</td><td>42,400円</td></tr>
<tr><td>３時間</td><td>63,600円</td></tr>
</table>
イ　小規模保育事業
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th>Ａ型・Ｂ型</th><th>Ｃ型</th></tr>
<tr><td>１時間</td><td>14,000円</td><td>17,700円</td></tr>
<tr><td>２時間</td><td>28,000円</td><td>35,400円</td></tr>
<tr><td>３時間</td><td>42,000円</td><td>53,100円</td></tr>
</table>
ウ　事業所内保育事業（定員19人以下）
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr>
<tr><td>１時間</td><td>12,900円</td></tr>
<tr><td>２時間</td><td>25,800円</td></tr>
<tr><td>３時間</td><td>38,700円</td></tr>
</table>
エ　家庭的保育事業
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr>
<tr><td>１時間</td><td>88,600円</td></tr>
<tr><td>２時間</td><td>177,200円</td></tr>
<tr><td>３時間</td><td>265,800円</td></tr>
</table>
（２）　保育標準時間認定（１事業当たり年額）
ア　保育所及び認定こども園
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr>
<tr><td>３０分</td><td>600,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>1,760,000円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>2,761,000円</td></tr>
<tr><td>４～５時間</td><td>5,804,000円</td></tr>
<tr><td>６時間以上</td><td>6,835,000円</td></tr>
</table>
イ　小規模保育事業
<table>
<tr><th></th><th>延長時間区分</th><th>Ａ型</th><th>Ｂ型</th><th>Ｃ型</th></tr>
<tr><td rowspan="5">自園調理等</td><td>３０分</td><td>600,000円</td><td>600,000円</td><td>600,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>1,422,000円</td><td>1,422,000円</td><td>1,422,000円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>1,760,000円</td><td>1,760,000円</td><td>1,760,000円</td></tr>
<tr><td>４～５時間</td><td>4,497,000円</td><td>4,497,000円</td><td>4,475,000円</td></tr>
<tr><td>６時間以上</td><td>5,222,000円</td><td>5,222,000円</td><td>5,201,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他</td><td>３０分</td><td>600,000円</td><td>600,000円</td><td>600,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>1,375,000円</td><td>1,375,000円</td><td>1,375,000円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>1,605,000円</td><td>1,605,000円</td><td>1,605,000円</td></tr>
<tr><td>４～５時間</td><td>3,655,000円</td><td>3,655,000円</td><td>3,633,000円</td></tr>
<tr><td>６時間以上</td><td>4,074,000円</td><td>4,074,000円</td><td>4,053,000円</td></tr>
</table>
※　「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）
ウ　事業所内保育事業
<table>
<tr><th></th><th rowspan="2">延長時間区分</th><th rowspan="2">定員20人以上</th><th colspan="2">定員19人以下</th></tr>
<tr><th>Ａ型</th><th>Ｂ型</th></tr>
<tr><td rowspan="5">自園調理等</td><td>３０分</td><td>552,000円</td><td>552,000円</td><td>552,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>1,619,000円</td><td>1,308,000円</td><td>1,308,000円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>2,540,000円</td><td>1,619,000円</td><td>1,619,000円</td></tr>
<tr><td>４～５時間</td><td>5,340,000円</td><td>4,138,000円</td><td>4,138,000円</td></tr>
<tr><td>６時間以上</td><td>6,288,000円</td><td>4,805,000円</td><td>4,805,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他</td><td>３０分</td><td>552,000円</td><td>552,000円</td><td>552,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>1,406,000円</td><td>1,265,000円</td><td>1,265,000円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>1,828,000円</td><td>1,477,000円</td><td>1,477,000円</td></tr>
<tr><td>４～５時間</td><td>3,995,000円</td><td>3,362,000円</td><td>3,362,000円</td></tr>
<tr><td>６時間以上</td><td>4,662,000円</td><td>3,748,000円</td><td>3,748,000円</td></tr>
</table>
</td><td>延長保育事業の実施に必要な経費</td><td>１／３</td></tr>
</table>

別表

<table>
<tr><th>１事業</th><th>２区分</th><th>３基準額</th><th>４対象経費</th><th>５補助率</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
エ　家庭的保育事業
<table>
<tr><th></th><th>延長時間区分</th><th>利用定員４人以上</th><th>利用定員３人以下</th></tr>
<tr><td rowspan="5">自園調理等</td><td>３０分</td><td>314,000円</td><td>161,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>627,000円</td><td>321,000円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>1,122,000円</td><td>587,000円</td></tr>
<tr><td>４～５時間</td><td>2,792,000円</td><td>1,894,000円</td></tr>
<tr><td>６時間以上</td><td>4,498,000円</td><td>3,238,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他</td><td>３０分</td><td>306,000円</td><td>153,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>611,000円</td><td>306,000円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>1,070,000円</td><td>535,000円</td></tr>
<tr><td>４～５時間</td><td>2,052,000円</td><td>1,155,000円</td></tr>
<tr><td>６時間以上</td><td>3,454,000円</td><td>2,193,000円</td></tr>
</table>
オ　夜間保育所において夜１０時以降に行う場合
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr>
<tr><td>３０分</td><td>600,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>1,988,000円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>2,989,000円</td></tr>
<tr><td>４～５時間</td><td>5,918,000円</td></tr>
<tr><td>６時間以上</td><td>6,835,000円</td></tr>
</table>
カ　配置基準改善加算（平均対象児童数が21人以上の施設等）
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr>
<tr><td>３０分</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>300,000円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>750,000円</td></tr>
<tr><td>４～５時間</td><td>1,350,000円</td></tr>
<tr><td>６時間以上</td><td>1,950,000円</td></tr>
</table>
２　訪問型
（１）　保育短時間認定（児童１人当たり年額）
ア　居宅訪問型
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr>
<tr><td>１時間</td><td>265,900円</td></tr>
<tr><td>２時間</td><td>531,800円</td></tr>
<tr><td>３時間</td><td>797,700円</td></tr>
</table>
イ　その他（保育所等の施設で利用児童が１名となった場合）
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr>
<tr><td>１時間</td><td>265,900円</td></tr>
<tr><td>２時間</td><td>458,000円</td></tr>
<tr><td>３時間</td><td>458,000円</td></tr>
</table>
（２）　保育標準時間認定（１事業当たり年額）
ア　居宅訪問型
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr>
<tr><td>３０分</td><td>153,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>306,000円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>535,000円</td></tr>
<tr><td>４～５時間</td><td>898,000円</td></tr>
<tr><td>６時間以上</td><td>1,261,000円</td></tr>
</table>
イ　その他（保育所等の施設で利用児童が１名となった場合）
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr>
<tr><td>３０分</td><td>153,000円</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>306,000円</td></tr>
<tr><td>２時間以上</td><td>458,000円</td></tr>
</table>
※　１及び２ともに事業期間が６か月未満の施設にあっては、該当する１人（１事業）当たり年額に２分の１を乗じて得た額を基準額とする。
</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>実費徴収に係る補足給付を行う事業</td><td>実費徴収に係る補足給付を行う事業</td><td>
１　教材費・行事費等（給食費以外）
生活保護世帯等に属する児童　　１人当たり月額　　2,700円

２　給食費（副食材料費）
低所得世帯・多子世帯等に属する児童　　１人当たり月額　　4,900円
</td><td>実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費</td><td>１／３</td></tr>
</table>

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	１　新規参入施設等への巡回支援　１施設当たり年額　400,000円 ２　認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児１人当たり月額　65,300円 ３　地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児１人当たり月額　20,000円 ※ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去３カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費	１／３
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	１　運営費 （１）　短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア　２歳未満児、慢性疾患児　年間延べ日数　×　9,210円 イ　２歳以上児　年間延べ日数　×　5,200円 ウ　親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親　年間延べ日数　×　1,340円 エ　居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施　年間実施日数　×　1,860円 ※養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（１）に加算する額 ア　２歳未満児、慢性疾患児　年間延べ日数　×　4,200円 イ　２歳以上児　年間延べ日数　×　2,100円 ウ　親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親　年間延べ日数　×　600円 （２）　夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア　夜間養護事業 （ア）　基本分　年間延べ日数　×　1,250円 （イ）　宿泊分　年間延べ日数　×　1,250円 イ　休日預かり事業　年間延べ日数　×　2,310円 ウ　居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施　年間実施日数　×　1,860円 ※養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（２）に加算する額 ア　夜間養護事業 （ア）　基本分　年間延べ日数　×　400円 （イ）　宿泊分　年間延べ日数　×　400円 イ　休日預かり事業　年間延べ日数　×　1,000円 （３）　実施施設における専従職員の配置に要する費用　１施設当たり年額　6,747,000円 ※次の要件を満たす施設に適用する。 ①子育て短期支援事業の専従職員として、１名以上を配置すること（施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。）。 ②子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受入を拒否しないこと。 ③都道府県、児童相談所、市町村、要保護児童対策地域協議会等関係期間との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。 ※（３）の専従職員配置月数（１月に満たない端数を生じたときには、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「配置月数÷⑫」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。 ※１施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する１市町村に対してのみ補助するものとする。 ２　開設準備経費（改修費等）　１施設当たり年額　4,000,000円 ※　交付決定した年度中に支払われたものに限る。 ※　実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。	子育て短期支援事業の実施に必要な経費	１／３

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	１　支援が必要な家庭に対して次の（１）（２）の対応をいずれも実施している市町村 （１）　ケース対応会議の開催 （２）　養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業をいずれも実施している市町村 ・　育児・家事援助 ・　専門的相談支援 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数　×　8,000円 ２　１以外の市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数　×　6,000円	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費	１／３
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	１　専門的相談支援の実施　訪問数　×　8,000円 ２　分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数　×　10,000円	養育支援訪問事業の実施に必要な経費	１／３
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	１　調整機関職員の専門性強化を図るための取組 （１）　児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 受講人数　×　80,000円 （２）　更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数　×　80,000円 ２　地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 １市町村当たり　3,248,000円 ３　地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 １市町村当たり　674,000円 ４　地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 （１）　子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の３（４）①の取組のみを実施している場合 １市町村当たり　735,000円 （２）　子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の３（４）①及び②の取組を実施している場合 １市町村当たり　2,601,000円 ５　地域住民への周知を図る取組 １市町村当たり　644,000円	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費	１／３

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	１　訪問支援費 （１）訪問支援費 ア　基本分　年間延べ利用時間数　×　1,570円 年間延べ利用件数　×　930円 イ　加算分 以下（ア）～（ウ）に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算 （ア）　生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用時間数　×　1,570円 年間延べ利用件数　×　930円 （イ）　市町村民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（（ア）に掲げる者を除く。）） ①１世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数　×　1,570円 年間延べ利用件数　×　930円 ②１世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数　×　1,260円 年間延べ利用件数　×　740円 （ウ）　市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 ①１世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数　×　1,570円 年間延べ利用件数　×　930円 ②１世帯当たり年間48時間超 年間延べ利用時間数　×　940円 年間延べ利用件数　×　560円 （２）訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費 （８時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合） １市町村当たり年額　360,000円 ２　訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費 １事業所当たり年額　564,000円	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費	１／３
児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	１　運営費 （１）基本分 ア　週３日型　１事業所当たり年額　9,828,000円 イ　週４日型　１事業所当たり年額　13,104,000円 ウ　週５日型　１事業所当たり年額　16,368,000円 （２）加算分 ア　ソーシャルワーク専門職員配置加算 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 １事業所当たり年額　2,295,000円 イ　心理療法担当職員配置加算 メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置 １事業所当たり年額　2,295,000円 ウ　送迎加算 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施 （ア）週３日型　１事業所当たり年額　870,000円 （イ）週４日型　１事業所当たり年額　1,161,000円 （ウ）週５日型　１事業所当たり年額　1,451,000円 エ　長時間開所加算（１事業所当たり年額） （ア）平日分（１日６時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「１日６時間を超え、かつ18児を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ①　週３日型　１事業所当たり年額　600,000円 ②　週４日型　１事業所当たり年額　800,000円 ③　週５日型　１事業所当たり年額　1,001,000円 （イ）長期休暇等分（１日８時間を超えて開所する場合） 「１日８時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ①　週３日型　１事業所当たり年額　144,000円 ②　週４日型　１事業所当たり年額　192,000円 ③　週５日型　１事業所当たり年額　238,000円	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費	１／３

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
		オ　賃借料補助加算　　１事業所当たり年額　3,000,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。 ※　１事業所に対し、複数市町村で実施する場合は、事業実施に係る経費について、代表する１市町村に対してのみ補助するものとする。 ２　開設準備経費（改修費等）　　１事業所当たり年額　4,000,000円 ※　当該年度に支払われたものに限る。		
親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	１　親子関係形成支援プログラムの実施 ア　基本分 １プログラムにおける回数（講座数）で算出 （ア）全４回　年間実施プログラム数　×　90,080円 （イ）全５回　年間実施プログラム数　×　112,600円 （ウ）全６回　年間実施プログラム数　×　135,120円 （エ）全７回　年間実施プログラム数　×　157,640円 （オ）全８回　年間実施プログラム数　×　180,160円 （カ）全９回　年間実施プログラム数　×　202,680円 （キ）全10回以上　年間実施プログラム数　×　225,200円 ※　１プログラムにおける回数（講座数）が１回増加すると、補助額が22,520円増加。 ※　１プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、（キ）と同額とする。 イ　加算分 以下（ア）～（ウ）に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 （ア）生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用回数　×　2,250円 （イ）市町村民税非課税世帯 年間延べ利用回数　×　1,800円 （ウ）市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 年間延べ利用回数　×　1,350円 ※　延べ利用回数とは、１プログラムで実施する回数に利用者数を乗じたものとする（例えば、全４回のプログラムを５人利用し、全５回のプログラムを２人利用する場合は、30回とする）。なお、一部欠席した場合も回数に含めて差し支えないが、全て欠席した場合は、含めることはできない。 ２　親子関係形成支援プログラム資格取得等支援 親子関係形成支援プログラムを実施する際に必要な人材の要請に必要な費用の支援を行う。対象者は、親子関係形成支援プログラムの実施のために口等の取得や研修等の受講が必要な者とする。なお、資格取得者問い言うに対して親子関係形成支援プログラムへの積極的な従事を要件として設定すること、 １市町村当たり年額　×　100,000円	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費	１／３
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	１　運営費（１か所当たり年額） （１）　一般型 ア　基本分 （ア）　３～４日型 ・　職員を合計３名以上配置する場合　6,314,000円 ・　職員を合計２名配置する場合　4,642,000円 （イ）　５日型 ・　常勤職員を配置する場合　9,023,000円 ・　非常勤職員のみを配置する場合　5,703,000円 （ウ）　６日型 ・　常勤職員を配置する場合　10,084,000円 ・　非常勤職員のみを配置する場合　7,182,000円 （エ）　７日型　11,154,000円 ・　常勤職員を配置する場合　8,251,000円 ・　非常勤職員のみを配置する場合	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	１／３

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
		※　（イ）～（エ）について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」１（５）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「「常勤職員」を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。 イ　加算分 （ア）　子育て支援活動の展開を図る取組　３～４日型　1,725,000円 ５日型　3,374,000円 ６～７日型　2,956,000円 （イ）　地域支援　1,646,000円 （ウ）　特別支援対応加算　1,147,000円 （エ）　研修代替職員配置加算　１人あたり年額　24,000円 （オ）　育児参加促進講習休日実施加算　443,000円 （カ）　賃借料加算　2,500,000円 （２）　出張ひろば　1,682,000円 （３）　小規模型指定施設 ア　基本分　3,292,000円 イ　加算分　1,646,000円 （４）　連携型 ア　基本分　３～４日型　2,143,000円 ５～７日型　3,348,000円 イ　加算分 （ア）　地域の子育て力を高める取組　507,000円 （イ）　特別支援対応加算　1,147,000円 （ウ）　研修代替職員配置加算　１人あたり年額　24,000円 （エ）　育児参加促進講習休日実施加算　443,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。 ２　開設準備経費（１か所当たり年額） （１）　改修費等　１か所当たり　4,000,000円 （２）　礼金及び賃借料（開設前月分）　１か所当たり　600,000円 ※　（１）（２）とも交付決定した年度中に支払われたものに限る。		

別表

<table>
<tr><th>１事業</th><th>２区分</th><th>３基準額</th><th>４対象経費</th><th>５補助率</th></tr>
<tr>
<td>一時預かり事業</td>
<td>一時預かり事業
（一般分）</td>
<td>１　運営費
（１）　一般型
ア　一般型対象児童（イ～エを除く）（１か所当たり年額）
（ア）　基本分
①　保育従事者がすべて保育士又は１日当たり平均利用児童数概ね３人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。
<table>
<tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>50人未満</td><td>1,473,000円</td></tr>
<tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,973,000円</td></tr>
<tr><td>100人以上200人未満</td><td>2,444,000円</td></tr>
<tr><td>200人以上300人未満</td><td>2,945,000円</td></tr>
<tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,240,000円</td></tr>
<tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,470,000円</td></tr>
<tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>5,012,000円</td></tr>
<tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,554,000円</td></tr>
<tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>8,096,000円</td></tr>
<tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,638,000円</td></tr>
<tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>11,180,000円</td></tr>
<tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>12,722,000円</td></tr>
<tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>14,264,000円</td></tr>
<tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>15,806,000円</td></tr>
<tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>17,348,000円</td></tr>
<tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>18,890,000円</td></tr>
<tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>20,432,000円</td></tr>
<tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>21,974,000円</td></tr>
<tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>23,516,000円</td></tr>
<tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>25,058,000円</td></tr>
<tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>26,600,000円</td></tr>
<tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>28,142,000円</td></tr>
<tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>29,684,000円</td></tr>
<tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>31,226,000円</td></tr>
<tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>32,768,000円</td></tr>
<tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>34,310,000円</td></tr>
<tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>35,852,000円</td></tr>
<tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>37,394,000円</td></tr>
<tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>38,936,000円</td></tr>
<tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>40,478,000円</td></tr>
<tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>42,020,000円</td></tr>
<tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>43,562,000円</td></tr>
<tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>45,104,000円</td></tr>
<tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>46,646,000円</td></tr>
<tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>48,188,000円</td></tr>
<tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>49,730,000円</td></tr>
<tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>51,272,000円</td></tr>
</table>
※20,100人以上の場合は別途協議</td>
<td>一時預かり事業の実施に必要な経費</td>
<td>１／３</td>
</tr>
</table>

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率

②　①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	1,473,000円
50人以上100人未満	1,973,000円
100人以上200人未満	2,444,000円
200人以上300人未満	2,945,000円
300人以上900人未満	3,114,000円
900人以上1,500人未満	3,335,000円
1,500人以上2,100人未満	4,817,000円
2,100人以上2,700人未満	6,299,000円
2,700人以上3,300人未満	7,781,000円
3,300人以上3,900人未満	9,263,000円
3,900人以上4,500人未満	10,745,000円
4,500人以上5,100人未満	12,227,000円
5,100人以上5,700人未満	13,709,000円
5,700人以上6,300人未満	15,191,000円
6,300人以上6,900人未満	16,673,000円
6,900人以上7,500人未満	18,155,000円
7,500人以上8,100人未満	19,637,000円
8,100人以上8,700人未満	21,119,000円
8,700人以上9,300人未満	22,601,000円
9,300人以上9,900人未満	24,083,000円
9,900人以上10,500人未満	25,565,000円
10,500人以上11,100人未満	27,047,000円
11,100人以上11,700人未満	28,529,000円
11,700人以上12,300人未満	30,011,000円
12,300人以上12,900人未満	31,493,000円
12,900人以上13,500人未満	32,975,000円
13,500人以上14,100人未満	34,457,000円
14,100人以上14,700人未満	35,939,000円
14,700人以上15,300人未満	37,421,000円
15,300人以上15,900人未満	38,903,000円
15,900人以上16,500人未満	40,385,000円
16,500人以上17,100人未満	41,867,000円
17,100人以上17,700人未満	43,349,000円
17,700人以上18,300人未満	44,831,000円
18,300人以上18,900人未満	46,313,000円
18,900人以上19,500人未満	47,795,000円
19,500人以上20,100人未満	49,277,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

（イ）　基幹型施設加算　1,330,000円

イ　特別利用保育等対象児童（児童１人当たり日額）
（子ども・子育て支援法第２８条第１項第２号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第３０条第１項第２号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

（ア）　平日分　440円
（イ）　長期休業日（８時間未満）　440円
（ウ）　長期休業日（８時間以上）　880円
（エ）　休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）　800円
（オ）　長時間加算
（（ア）（イ）については４時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が８時間）、（ウ）（エ）については８時間を超えた利用）
・　超えた利用時間が２時間未満　100円
・　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　200円
・　超えた利用時間が３時間以上　300円

ウ　緊急一時預かり対象児童（児童１人当たり日額）　4,400円

エ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童１人当たり日額）　3,900円

オ　利用者負担軽減（児童１人当たり日額）
・　生活保護法による被保護者世帯　3,000円
・　市町村民税非課税世帯　2,400円
・　市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯　2,100円
・　その他要支援児童のいる世帯　1,500円

※　オは緊急一時預かりを除く。

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
		（２）　幼稚園型Ⅰ ア　在籍園児分（ウを除く）（児童１人当たり日額） （ア）　基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） Ⅰ　年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ①　平日　440円 ②　長期休業日（８時間未満）　440円 ③　長期休業日（８時間以上）　880円 Ⅱ　年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ①　平日　（1,600,000円　÷　年間延べ利用児童数）　－　400円 （10円未満切り捨て） ②　長期休業日（８時間未満）　400円 ③　長期休業日（８時間以上）　800円 （イ）　休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）　800円 （ウ）　長時間加算 Ⅰ　（ア）Ⅰ①及び（ア）Ⅱ①については４時間（又は教育時間との合計が８時間）、（ア）Ⅰ③、（ア）Ⅱ③及び（イ）については８時間を超えた利用の場合 ・　超えた利用時間が２時間未満　150円 ・　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　300円 ・　超えた利用時間が３時間以上　450円 Ⅱ　（ア）Ⅰ②及び（ア）Ⅱ②については４時間を超えた利用の場合 ・　超えた利用時間が２時間未満　100円 ・　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　200円 ・　超えた利用時間が３時間以上　300円 （エ）　保育体制充実加算 Ⅰ　次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設　１か所当たり年額　2,892,400円 Ⅱ　次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設　１か所当たり年額　1,446,200円 ①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。 ②平日及び長期休業中の双方において、原則９時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。 ③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。 ④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省第11号）第36条の35第２号ロ（附則第56条第１項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。 ⑤教育・保育従事者の概ね２分の１以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。		

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
		（オ）　就労支援型施設加算（事務経費） １か所当たり年額　1,383,200円 ※１　※２③の配置月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が６月に満たない場合には、１か所当たり年額を691,600円とする ※２　次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、８時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること ②次のいずれかの要件を満たしていること a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること b ３以上の市町村から園児を受け入れていること c 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること イ　在籍園児以外の児童分（ウ及び（３）を除く）（児童１人当たり日額） （ア）　基本分　800円 （イ）　長時間加算　（８時間を超えた利用） ・　超えた利用時間が２時間未満　150円 ・　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　300円 ・　超えた利用時間が３時間以上　450円 ウ　特別な支援を要する児童分（児童１人当たり日額） ①　平日分　4,000円 ②　長期休業分　8,000円 ③　休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）　8,000円 ※　以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。 （ア）教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 （イ）特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童 ※　幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（１施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア（ア）Ⅰ③、ア（ア）Ⅱ③、ア（ウ）、ア（エ）、ア（オ）、イ（イ）及びウに係る基準額）を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない）。 （３）　幼稚園型Ⅱ（児童１人当たり日額） ア　２歳児 Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設 （ア）　基本分　2,650円 （イ）　長時間加算　（８時間を超えた利用） ・　超えた利用時間が２時間未満　330円 ・　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　660円 ・　超えた利用時間が３時間以上　990円 Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設 （ア）　基本分　2,250円 （イ）　長時間加算　（８時間を超えた利用） ・　超えた利用時間が２時間未満　280円 ・　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　560円 ・　超えた利用時間が３時間以上　840円 イ　１歳児 （ア）　基本分　2,250円 （イ）　長時間加算　（８時間を超えた利用） ・　超えた利用時間が２時間未満　280円 ・　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　560円 ・　超えた利用時間が３時間以上　840円		

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
		ウ　０歳児 （ア）　基本分　4,500円 （イ）　長時間加算　（８時間を超えた利用） ・　超えた利用時間が２時間未満　560円 ・　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　1,120円 ・　超えた利用時間が３時間以上　1,680円 （４）　余裕活用型（児童１人当たり日額） ア　基本分　2,600円 イ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童１人当たり日額）　3,900円 ウ　利用者負担軽減（児童１人当たり日額） ・　生活保護法による被保護者世帯　3,000円 ・　市町村民税非課税世帯　2,400円 ・　市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯　2,100円 ・　その他要支援児童のいる世帯　1,500円 （５）　居宅訪問型（児童１人当たり日額） ア　イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間４時間以上　11,000円 利用時間４時間未満　5,500円 イ　緊急一時預かり対象児童 利用時間４時間以上　14,000円 利用時間４時間未満　7,000円 ウ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童１人当たり日額）　3,900円 エ　利用者負担軽減（児童１人当たり日額） ・　生活保護法による被保護者世帯　3,000円 ・　市町村民税非課税世帯　2,400円 ・　市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯　2,100円 ・　その他要支援児童のいる世帯　1,500円 ※　エは緊急一時預かりを除く。 ２　開設準備経費（１か所当たり年額） （１）　改修費等　4,000,000円 （２）　礼金及び賃借料（開設前月分）　600,000円 ※　（１）（２）とも交付決定した年度中に支払われたものに限る。 ※　（２）は一般型に限る。		
	一時預かり事業（その他分）	１　運営費の事務経費加算（一般型に限る）　2,670,000円	一時預かり事業の実施に必要な経費	１／３

別表

<table>
<tr><th>１事業</th><th>２区分</th><th>３基準額</th><th>４対象経費</th><th>５補助率</th></tr>
<tr>
<td>病児保育事業</td>
<td>病児保育事業（特定分、一般分・事業費）</td>
<td>
１　病児対応型
（１）　基本分　　１か所当たり年額　8,808,000円
うち改善分　2,538,000円
※　ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

（２）　加算分
ア　年間延べ利用児童数に応じた加算
<table>
<tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額
（１か所当たり年額）</th></tr>
<tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,130,000円</td></tr>
<tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,695,000円</td></tr>
<tr><td>150人以上200人未満</td><td>2,260,000円</td></tr>
<tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,390,000円</td></tr>
<tr><td>300人以上400人未満</td><td>4,520,000円</td></tr>
<tr><td>400人以上500人未満</td><td>5,650,000円</td></tr>
<tr><td>500人以上600人未満</td><td>6,780,000円</td></tr>
<tr><td>600人以上700人未満</td><td>7,910,000円</td></tr>
<tr><td>700人以上800人未満</td><td>9,040,000円</td></tr>
<tr><td>800人以上900人未満</td><td>10,170,000円</td></tr>
<tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>11,300,000円</td></tr>
<tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>12,430,000円</td></tr>
<tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>13,560,000円</td></tr>
<tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>14,690,000円</td></tr>
<tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>15,820,000円</td></tr>
<tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>16,950,000円</td></tr>
<tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>18,080,000円</td></tr>
<tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>19,210,000円</td></tr>
<tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>20,340,000円</td></tr>
<tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>21,470,000円</td></tr>
<tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>22,600,000円</td></tr>
<tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>23,540,000円</td></tr>
<tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>25,680,000円</td></tr>
<tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>27,820,000円</td></tr>
<tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>29,960,000円</td></tr>
<tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>32,100,000円</td></tr>
<tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>32,640,000円</td></tr>
<tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>34,680,000円</td></tr>
<tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>36,720,000円</td></tr>
<tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>38,760,000円</td></tr>
<tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>40,800,000円</td></tr>
</table>
※4,000人以上の場合は別途協議

イ　送迎対応を行う看護師等雇上費　　１か所当たり年額　5,400,000円
ウ　送迎経費　　１か所当たり年額　3,634,000円
エ　研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）　　職員１人当たり年額　18,000円
オ　当日キャンセル対応加算
<table>
<tr><th>年間キャンセル回数</th><th>基準額(1か所当たり年額)</th></tr>
<tr><td>(1)25回以上50回未満</td><td>247,900円</td></tr>
<tr><td>(2)50回以上100回未満</td><td>502,500円</td></tr>
<tr><td>(3)100回以上150回未満</td><td>670,000円</td></tr>
<tr><td>(4)150回以上</td><td>1,005,000円</td></tr>
</table>
カ　感染症対応加算　　１か所当たり年額　1,300,000円

（３）　普及定着促進費（開設準備経費）
ア　改修費等　　１か所当たり　4,000,000円
イ　礼金及び賃借料（開設前月分）　　１か所当たり　600,000円
※　ア及びイとも交付決定した年度中に支払われたものに限る。

２　病後児対応型
（１）　基本分　　１か所当たり年額　6,338,000円
うち改善分　2,225,000円
※　ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること
</td>
<td>病児保育事業の実施に必要な経費</td>
<td>１／３</td>
</tr>
</table>

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率

（２）　加算分

ア　年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 （１か所当たり年額）
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	1,593,300円
150人以上200人未満	2,124,400円
200人以上300人未満	3,186,600円
300人以上400人未満	4,248,800円
400人以上500人未満	5,311,000円
500人以上600人未満	6,373,200円
600人以上700人未満	7,435,400円
700人以上800人未満	8,497,600円
800人以上900人未満	9,559,800円
900人以上1,000人未満	10,622,000円
1,000人以上1,100人未満	11,684,200円
1,100人以上1,200人未満	12,746,400円
1,200人以上1,300人未満	13,808,600円
1,300人以上1,400人未満	14,870,800円
1,400人以上1,500人未満	15,933,000円
1,500人以上1,600人未満	16,995,200円
1,600人以上1,700人未満	18,057,400円
1,700人以上1,800人未満	19,119,600円
1,800人以上1,900人未満	20,181,800円
1,900人以上2,000人未満	21,244,000円
2,000人以上2,200人未満	22,127,600円
2,200人以上2,400人未満	24,139,200円
2,400人以上2,600人未満	26,150,800円
2,600人以上2,800人未満	28,162,400円
2,800人以上3,000人未満	30,174,000円
3,000人以上3,200人未満	30,681,600円
3,200人以上3,400人未満	32,599,200円
3,400人以上3,600人未満	34,516,800円
3,600人以上3,800人未満	36,434,400円
3,800人以上4,000人未満	38,352,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ　送迎対応を行う看護師等雇上費
　　１か所当たり年額　5,400,000円

ウ　送迎経費　１か所当たり年額　3,634,000円

エ　研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）
　　職員１人当たり年額　18,000円

オ　当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額(1か所当たり年額)
(1)25回以上50回未満	247,900円
(2)50回以上100回未満	502,500円
(3)100回以上150回未満	670,000円
(4)150回以上	1,005,000円

カ　感染症対応加算　１か所当たり年額　1,300,000円

（３）　普及定着促進費（開設準備経費）

ア　改修費等　１か所当たり　4,000,000円

イ　礼金及び賃借料（開設前月分）　１か所当たり　600,000円

※　ア及びイとも交付決定した年度中に支払われたものに限る。

３　体調不良児対応型

（１）　基本分　１か所当たり年額　4,794,000円

（ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、2,397,000円）

※　平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を２名以上配置して実施する施設の場合

（２）　加算分

ア　送迎対応を行う看護師等雇上費
　　１か所当たり年額　5,400,000円

イ　送迎経費　１か所当たり年額　3,634,000円

ウ　研修参加費用　職員１人当たり年額　10,000円

（３）　改善分　１か所当たり年額　4,496,000円

（ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、2,248,000円）

※　平成27年度以降新規開設し看護師等を１名配置して実施する施設の場合

別表

<table>
<tr><th>１事業</th><th>２区分</th><th>３基準額</th><th>４対象経費</th><th>５補助率</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>４　非施設型（訪問型）（１か所当たり年額）　7,280,000円
（ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、3,640,000円）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>病児保育事業（特定分・低所得者減免分加算）</td><td>１　低所得者減免分加算（病児対応型）
（１）　生活保護法による被保護者世帯
5,000円　×　年間延利用人数
（２）　市区町村民税非課税世帯
2,500円　×　年間延利用人数
※　市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。

２　低所得者減免分加算（病後児対応型）
（１）　生活保護法による被保護者世帯　5,000円　×　年間延利用人数
（２）　市区町村民税非課税世帯　2,500円　×　年間延利用人数
※　市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</td><td>病児保育事業の実施に必要な経費</td><td>１／３</td></tr>
<tr><td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</td><td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</td><td>１　運営費（１市町村当たり年額）
（１）　基本事業
ア　基本分
<table>
<tr><th>会員数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>20人～49人</td><td>1,000,000円</td></tr>
<tr><td>50人～99人</td><td>1,800,000円</td></tr>
<tr><td>100人～299人</td><td>2,000,000円</td></tr>
<tr><td>300人～599人</td><td>2,800,000円</td></tr>
<tr><td>600人～999人</td><td>4,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,000人～1,499人</td><td>8,100,000円</td></tr>
<tr><td>1,500人～1,999人</td><td>12,100,000円</td></tr>
<tr><td>2,000人～2,999人</td><td>16,200,000円</td></tr>
<tr><td>3,000人～3,999人</td><td>20,200,000円</td></tr>
<tr><td>4,000人～4,999人</td><td>22,200,000円</td></tr>
<tr><td>5,000人～5,999人</td><td>24,300,000円</td></tr>
<tr><td>6,000人～6,999人</td><td>26,300,000円</td></tr>
<tr><td>7,000人～7,999人</td><td>28,300,000円</td></tr>
<tr><td>8,000人～8,999人</td><td>30,300,000円</td></tr>
<tr><td>9,000人以上</td><td>32,400,000円</td></tr>
</table>
イ　加算分
（ア）　支部の設置か所数に応じた加算
・　１０か所以上　10,100,000円
・　１０か所未満　支部数　×　1,000,000円

（イ）　２４時間以上の講習（ただし、講習内容には、「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算
360,000円

（ウ）　土日実施加算　1,800,000円
※　土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間３０回以上実施する場合に適用。
①　会員登録を行うための事業説明会
②　アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ</td><td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施に必要な経費</td><td>１／３</td></tr>
</table>

別表

<table>
<tr><th>１事業</th><th>２区分</th><th>３基準額</th><th>４対象経費</th><th>５補助率</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
（２）　病児・緊急対応強化事業
ア　基本分
<table>
<tr><th>預かり等の利用件数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>～59件</td><td>1,800,000円</td></tr>
<tr><td>60件～119件</td><td>2,400,000円</td></tr>
<tr><td>120件～199件</td><td>3,800,000円</td></tr>
<tr><td>200件～299件</td><td>5,700,000円</td></tr>
<tr><td>300件～399件</td><td>7,700,000円</td></tr>
<tr><td>400件～599件</td><td>10,500,000円</td></tr>
<tr><td>600件～699件</td><td>14,500,000円</td></tr>
<tr><td>700件～799件</td><td>16,500,000円</td></tr>
<tr><td>800件～899件</td><td>18,600,000円</td></tr>
<tr><td>900件～999件</td><td>20,600,000円</td></tr>
<tr><td>1,000件以上</td><td>22,600,000円</td></tr>
</table>
イ　加算分
（ア）　近隣市町村会員受入　1,000,000円
（イ）　初年度体制整備（事業開始年度に限る）　4,000,000円

（３）　ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算　500,000円

（４）　預かり手増加のための取組加算
（ア）　出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合の加算　1,200,000円

（イ）　預かりを行う会員数の増加等に応じた加算
<table>
<tr><th>預かりを行う会員数
（前年度値）</th><th>増加数・割合</th><th>加算額</th></tr>
<tr><td>19人以下</td><td>２人以上</td><td>500,000円</td></tr>
<tr><td>20人～99人</td><td>１割以上</td><td>1,000,000円</td></tr>
<tr><td>100人～199人</td><td>１割以上</td><td>1,300,000円</td></tr>
<tr><td>200人以上</td><td>20人以上</td><td>1,500,000円</td></tr>
</table>
※　援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。
また、当該年度から新たに事業を開始した市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。

（５）　提供会員の定着促進加算　500,000円

（６）　地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算　1,500,000円

（７）　性被害防止対策加算　580,000円

２　開設準備経費（１市町村当たり年額）
（１）　改修費等　4,000,000円
（２）　礼金及び賃借料（開設前月分）　600,000円
※　（１）（２）とも交付決定した年度中に支払われたものに限る。
</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>産後ケア事業</td><td></td><td>
（１）　デイサービス・アウトリーチ型
１か所あたり1,788,000円(※)×実施月数
※　ただし、各事業者における上記の１か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。

ア　各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を1,788,000円で除して得た数値（小数点第２位を切り上げ）を算出する(ただし、当該数値が１を超える場合は１とする。)。
イ　1,788,000円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。

（２）　ショートステイ型
１か所あたり2,605,700円(※)×実施月数
※　ただし、各事業者における上記の１か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。

ア　各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を2,605,700円で除して得た数値（小数点第２位を切り上げ）を算出する(ただし、当該数値が１を超える場合は１とする。)。
イ　2,605,700円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。

（３）　24時間365日受入体制整備加算
１か所あたり年額 2,943,600円

（４）　住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算
１回（泊）あたり5,000円

（５）　（４）以外の世帯に対する利用料減免加算
１回（泊）あたり2,500円
</td><td>産後ケア事業の実施に必要な経費</td><td>１／４</td></tr>
</table>

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
		（産婦１人当たり乳児１人の出産につき５回（泊）を上限とする。） ※　（５）について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。 （６）　支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 １人あたり日額 7,000円 （７）　兄姉や生後４か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算 １か所あたり174,200円×実施月数 ※　１つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、１か所分として申請すること。 （８）　夜間に職員配置を２名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算 １か所あたり244,600円×実施月数		

別表

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５補助率
		※　午後６時から翌朝の午前８時までに助産師、保健師又は看護師を２名以上配置している場合に加算の対象とすること。		
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）	１　地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和６年度補正予算分） （１）業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入 （２）研修のオンライン化 （１）（２）の合計　500,000円 ※　乳児家庭全戸訪問訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援始業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※　連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なＩＣＴ機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。 （３）通訳や翻訳のための機器の導入　150,000円 ※　乳児家庭全戸訪問訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援始業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。	ＩＣＴ化推進事業（令和６年度補正予算分）の実施に必要な経費	１／３